

# 令和3年4月1日 から分別方法が一部変わります 令和3年3月31日までは今まで通りの分別方法です



変更



・スプレーカン、蛍光灯、電球、モバイルバッテリー、バッテリーが内蔵されている電子機器（スマートフォン、加熱式たばこなど）を「燃えないごみ」から「有害ごみ」へ。

※スプレーカンは中身を全て使い切り、穴をあけない。



変更



・小型電気製品の区分を廃止し、指定袋(中)に入りきるものは「燃えないごみ」、入りきらないものは、「粗大ごみ」とする。

・家庭用掃除機、扇風機(高さ75cm以下)の2点については、指定袋(中)に入るところまで入れ、口をしぼって「燃えないごみ」として出せるものとする(注1)。



・箒、杖、柄の長い掃除用具を「燃えないごみ」に追加する。ただし、長さが1m以内のものに限る。1mを超えるものは粗大ごみ。



変更



・塗料のカン(ペンキカンなど)を「空きカン」から「燃えないごみ」へ。